

# 環境モニタリング結果の評価について

平成 23 年 4 月 25 日

原子力安全委員会

原子力安全委員会は、文部科学省が公表している「環境モニタリングの結果」について評価を行うこととしており、平成 23 年 4 月 24 日に公表された情報に基づく評価結果は次のとおりです。

## 1. 空間放射線量（参考資料 1～4、16～19 ページ）

- 東京電力福島第一原子力発電所 20km 以遠の空間放射線量率については、局所的に比較的高い線量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは健康に影響を及ぼすものではありません。
- 一部地域において積算線量が高い地域が出ており、事故発生から 1 年間に積算線量が 20mSv に達するおそれのある区域は「計画的避難区域」とされたところです。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、線量率の推移を注意深く見守る必要があると考えています。

## 2. 空気中の放射性物質濃度（参考資料 5～7 ページ）

- 4 月 22 日に採取された試料の測定結果のうち、I-131、Cs-134、Cs-137 の最大の放射能濃度はそれぞれ  $4.00\text{Bq}/\text{m}^3$  ( $4.00 \times 10^{-6}\text{Bq}/\text{cm}^3$ )、 $1.40\text{Bq}/\text{m}^3$  ( $1.40 \times 10^{-6}\text{Bq}/\text{cm}^3$ )、 $1.47\text{Bq}/\text{m}^3$  ( $1.47 \times 10^{-6}\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) でした。
- I-131、Cs-134 及び Cs-137 のいずれも、濃度限度（注 1）を下回っております。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、空気中の放射性物質濃度の推移を注意深く見守る必要があると考えています。

## 3. 航空モニタリング

- 航空機モニタリングの測定結果に関しては、新たな情報提供はありませんでした。なお、本件に関する昨日の見解は以下のとおりです。

航空機モニタリングについて測定結果が得られています。

## 4. 環境試料（参考資料 8～12 ページ）

- 陸水（池水又は雨水）、陸土、降下物及び海水についてモニタリン

グ結果が得られています。雑草、陸土などで比較的高い値が依然観測されております。なお、引き続き上水（蛇口）、食物の測定を継続することが必要です。

- ・ 海水の測定結果に関しては、新たな情報提供はありませんでした。なお、本件に関する一昨日の見解は以下のとおりです。

4月21日に採取された海水中のI-131、Cs-134、Cs-137は、表層及び下層（深さ21～161m）で不検出でした。また、海上の塵中のI-131、Cs-134、Cs-137それぞれの最大の放射能濃度は $11.3\text{Bq/m}^3$  ( $1.13 \times 10^{-5}\text{Bq/cm}^3$ )、 $6.89\text{Bq/m}^3$  ( $6.89 \times 10^{-6}\text{Bq/cm}^3$ )、 $6.06\text{Bq/m}^3$  ( $6.06 \times 10^{-6}\text{Bq/cm}^3$ ) でした。

- ・ 海水については、海水中に放出された放射性物質は、潮流に流されて拡散していくことから、実際に魚、海藻等の海洋生物に取りこまれるまでには、薄まると考えられます。

- ・ 海産物の測定結果については、厚生労働省が発表する要請に係る情報を注視してください。

環境モニタリングについては、文部科学省の取りまとめのもとで、関係機関が鋭意実施しているところであり、今後とも、気象変化等を考慮しつつ、監視を継続することが必要と考えます。

## 5. 都道府県別環境放射能水準調査（参考資料13～15ページ）

### 1) 空間放射線量率

各都道府県における空間放射線量率については、過去の平常値の範囲と比べ高いところもありますが、健康に影響を及ぼすものではありません。

### 2) 上水（蛇口）

- ・ 厚生労働省が発表する要請に係る情報を注視してください。

- ・ なお、文部科学省が取りまとめた「環境放射能水準調査結果（上水（蛇口））」のデータを評価する限りにおいては、栃木県、埼玉県等の上水で放射性ヨウ素や放射性セシウムが検出されておりますが、その値は放射性ヨウ素で最大 $1.2\text{Bq/kg}$ 、放射性セシウムで最大 $0.22\text{Bq/kg}$ であり、いずれも飲食物の摂取制限に関する指標（注2）を下回っています。

今後とも監視を継続することが必要と考えています。

(注1) 法令に定める周辺監視区域境界外の空気中の放射性物質の濃度限度は、I-131が $5 \times 10^{-6}\text{Bq/cm}^3$ 、Cs-134は $2 \times 10^{-5}\text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137は $3 \times 10^{-5}\text{Bq/cm}^3$

(注2) 「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定） 飲食物の摂取制限に関する指標（飲料水）放射性ヨウ素が $300\text{Bq/kg}$ 、放射性セシウムが $200\text{Bq/kg}$